平成２２年（フ）第６５号
愛媛県西予市野村町富野川1912番地、住民票上の住所愛媛県西予市野村町富野川1936番地
破産者　角藤　貞善
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第４４号
長崎市横尾３丁目17番23号、開始決定時の住所長崎市けやき台町２番16号
破産者　阿比留克比己
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
長崎市横尾３丁目17番23号、開始決定時の住所福岡市博多区博多駅南３丁目15―30―704
破産者　船津　宮子
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２０年（フ）第５７１号
宮崎市吉村町平塚甲1887番地、開始決定時の住所宮崎市大字田吉4889番地
破産者　川越　一夫
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４４３号
宮崎市高岡町飯田2478番地
破産者　永山　敏秋
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６６９号
宮崎市大工２丁目103番地１、開始決定時の住所宮崎市大橋１丁目16番地　古川ビル１Ｆ
破産者　斉藤　貞光
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第４５３号
山梨県甲府市富竹１丁目１番４号ラフィーネ甲府美術館通り301号
破産者　小口　　均
1　破産債権の届出期間　平成23年３月８日まで
2　一般調査期日　平成23年４月15日午前11時30分
平成23年２月８日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
長野県飯山市大字豊田4046番地
破産者　上野　正俊
1　破産債権の届出期間　平成23年３月10日まで
2　一般調査期日　平成23年４月21日午前11時
平成23年２月10日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３５号
神戸市垂水区星陵台２丁目５番12号
破産者　田中　耕三
1　破産債権の届出期間　平成23年３月16日まで
2　一般調査期日　平成23年３月23日午前10時15分
平成23年２月９日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２５３号
大阪府東大阪市池之端町11番17号
破産者　池田　順一
1　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
2　一般調査期日　平成23年４月21日午後３時30分
平成23年２月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６１号
茨城県東茨城郡大洗町磯道87番地、住民票上の住所茨城県東茨城郡大洗町大貫町959番地の２
破産者　梶間　正勝
1　破産債権の届出期間　平成23年３月23日まで
2　一般調査期日　平成23年５月11日午後１時30分
平成23年２月９日　　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８１２１号
大阪市旭区赤川４丁目13番10号
破産者　株式会社尾崎洋紙店
1　破産債権の届出期間　平成23年３月24日まで
2　一般調査期日　平成23年５月16日午後４時
平成23年２月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７３号
北海道稚内市港４丁目１番３号
破産者　佐藤　雅樹
1　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
2　一般調査期日　平成23年４月28日午後２時
平成23年２月10日　　旭川地方裁判所民事部

破産債権の特別調査期日

平成２２年（フ）第６８号
兵庫県西宮市天道町16番13号、前住所兵庫県西宮市川添町13番19号
破産者　南　　貴子
特別調査期日　平成23年５月19日午前10時30分
平成23年２月10日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産債権の特別調査期間

平成２２年（フ）第５９９号
鹿児島県鹿児島市錦江町１番４号
破産者　株式会社エビハラ
特別調査期間　平成23年３月10日から平成23年３月17日まで
平成23年２月10日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第２４７１号
神戸市須磨区外浜町３丁目１番25号、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区多聞通４丁目１番２号
破産者　桑田建材株式会社
1　期日　平成23年３月８日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年２月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９１号
愛知県岡崎市石神町12番地３
破産者　宮田　昌明
1　期日　平成23年４月11日午後３時35分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年２月10日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１６０号
山口県防府市国衙２丁目３番12号
破産者　坂井　幸延
異議申述期間　平成23年３月14日まで
平成23年２月10日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２２年（ラ）第１０２５号（原審大津地方裁判所平成２１年（フ）第７２３号）
滋賀県高島市マキノ町白谷159番地１
抗告人（破産者）　野田　平嗣
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　抗告人について免責を許可する。
大阪高等裁判所第11民事部